京都大学医学部附属病院諸料金規程新旧対照表

	ПЬ		,		-	HIA	1113	71~1	/13	176	нн	11			/		/1/ 1		/·J	7111	
			改	-	Œ.		前							改		正		後			
	(前略)								附 則 (令和6年達示第96号) この規程は、令和7年3月1日から施行する。												
別	表1 表2 表3 表4		(略)							5	別表 1 別表 2 別表 3 別表 4	; –	_	(別 (同	添) 左)						

別表 1 保険外併用療養費

区分	算定単位	料金(円)	備考
評価療養費	<i>317</i> - 1 1 -	(, ,	
(1) 先進医療			
アーテモゾロミド用量強化療法 膠芽腫 (初発時の初	1ョース (14	(4,774)	
期治療後に再発又は増悪したものに限る。)	日間)につき		
イ ア タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養	1回につき	(16,400)	
ウ イ 子宮内膜着床能検査(ERA)			
初回	1回につき	(110,700)	
2回目	1回につき	(90,400)	
3回目以降	1回につき	(29,700)	
エ ウ 子宮内膜マイクロバイオーム検査 (EMMA)			
ALICEを含む			
初回	1回につき	(60,100)	
2回目以降	1回につき	(34,800)	
オ エ EGFR 遺伝子増幅陽性切除不能食道・胃・小腸・	1回につき	(5,000)	
尿路上皮・乳がんに対するネシツムマブ療法(単			
群第 II 相試験)			
カオ 術前のゲムシタビン静脈内投与及びナブーパ	1回につき	(400)	
クリタキセル静脈内投与の併用療法 切除が可			
能な膵臓がん (70 歳以上 80 歳未満の患者に係る			
ものに限る。)			
+カ 生体肝移植術(切除が不可能な肝門部胆管が	1回につき	(192,000)	
ん)			
クキ 生体肝移植術 切除が不可能な転移性肝がん	1回につき	(2,692,000)	
(大腸がんから転移したものであって、大腸切除			
後の患者に係るものに限る。)			
ゲク 二段階胚移植術(新鮮胚移植の場合)	1回につき	(75,000)	
→ケ 二段階胚移植術(凍結・融解胚移植の場合)	1回につき	(120,000)	
サコ ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対	1回につき	(28,000)	
する迅速診断(PCR 法)			
選定療養費			
(略)			
10)間歇スキャン式持続血糖測定器の使用に係る料金(算定告示に掲げ	る療養としての何	吏用を除
⟨。)			
ア Free Style リブレ2 センサー	1個につき	7,260	
イ Free Style リブレ2 リーダー	1個につき	7,810	

(10) (11) 長期収載品	の選定療養に係る料金(医療上必	「長期収載	左記の価				
要があると認め	られる場合又は後発医薬品を提供	品と後発医	格は対象				
することが困難	な場合を除く。)	薬品の価格	医薬品リ				
		差の4分の	スト(厚生				
		1」の価格に	労働省ホ				
		基づき、数量	ームペー				
		等を踏まえ	ジで公表)				
		算定した薬	において				
		剤料に係る	示された				
		点数に10	数値を用				
		円を乗じて	いる。				
		得た額に消	i				
		費税相当額	į				
		を加算した					
		額					
(略)							

備考 料金は全て税込表示である。ただし、括弧内の料金については、非課税とする。